

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施(商工指導課)

家畜のブルセラ病検査等の実施(畜産課)

牛のブルセラ病検査等の実施(〃)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

地籍調査の成果の認証(〃)

都市計画事業の認可(下水道課)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 選 管 告 示 鳥取県議会議員の一般選挙におけるポスター掲示の開始の日

告 示

鳥取県告示第二百六十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
平成三年四月二十四日から 平成四年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 区 域	実 施 場 所
平成三年四月二十四日	午前十時から 午後三時まで	智頭町	智頭町役場
平成三年五月九日	午前十時から 正午まで	泊村	泊村役場
平成三年五月十日	午前十時から 午後二時まで	羽合町	羽合町農業協同組合選果場
平成三年五月十三日	〃	東郷町	東郷町役場

平成三年五月十四日	〃	三朝町	三朝町山村開発センター
平成三年五月十五日	午前十一時から午後二時まで	関金町	関金町山村開発センター

鳥取県告示第二百六十三号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査、カンピロバクター病検査及びトリコモナス病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血、カンピロバクター病及びトリコモナス病の予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の積類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、倉吉市、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で平成三年四月一日以降放牧しようとするもの

(四) 平成三年四月一日以降、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 ニューカッスル病検査

鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蛆病検査

みつばち

5 馬伝染性貧血

馬

6 カンピロバクター病及びトリコモナス病

平成三年四月一日以降、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する

目的で飼育している雌牛

四 実施の期日

平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蛆^モ病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

8 カンピロバクター病

カンピロバクター病ちつ粘液凝集反応

9 トリコモナス病

トリコモナス虫体検査

鳥取県告示第二百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

退任した役員の氏名及び住所

理事	田中幹啓	日野郡江府町大字宮市一〇三〇
"	大澤公人	" 一〇七二一二五
"	本高親雄	大字江尾一九一三
"	川端直	大字小江尾三六一七
"	加藤薫	大字杉谷五一五一
"	田中繁詮	大字江尾一八四八
"	後房雄	" 三四
"	渡部勇	大字宮市一〇一六
"	河上貞也	" 一六七
"	田本賢二	大字杉谷四九〇
"	清水許人	" 一八七
"	末次哲也	大字宮市三八二一一
"	川端登志一	大字江尾四七一九
監事	山口健次郎	日野郡江府町大字江尾二〇七三

" 長岡邦一 " 大字宮市四三一三

平成三年二月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	本高親雄	日野郡江府町大字江尾一九一三
"	大澤公人	大字宮市一〇七二一二五
"	山口健次郎	大字江尾二〇七三
"	川端直	大字小江尾三六一七
"	河上貞也	大字宮市一六七
"	田中幹啓	" 一〇三〇
"	梅林靖	大字江尾一七四一三
"	芦立喜明	" 一九九九
"	景山學	大字宮市三九四
"	清水許人	大字杉谷一八七
"	上代賢人	大字江尾一八九六
"	川端登志一	" 四七一九
"	田本賢二	大字杉谷四九〇
監事	田中繁詮	日野郡江府町大字江尾一八四八
"	末次哲也	大字宮市三八二一一

平成三年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 実 孝 東伯郡羽合町大字上浅津三一〇

平成三年一月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 若 松 貞 雄 東伯郡羽合町大字上浅津二九七―一

平成三年三月二日就任 任期平成四年三月七日まで

鳥取県告示第二百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成元年度及び平成二年度	米子市（夜見町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市夜見町の一部	平成三年三月十六日

鳥取県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 施行者の名称

郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 郡家町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年三月二十二日から平成十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字下門尾字冲向南分及び字三ツ井手、

2 使用の部分 なし

大字宮谷字竹下、字エナ塚、字河井、字石房、字壹本木、字下六反田、字上細田、字六反田及び字上石房、大字福本字上土居、字落岩西分、字落岩東分、字下土居、字日焼、字天王木中分、字天王木東分、字天王木北分、字天王木西分、字橋向、字土居ノ下、字池田、字カケ田及び字小山東分、大字郡家字青木上分、字金石上分、字金石石下分、字青木下分、字井津ノ尻、字釜山下分、字上竹ノ下、字下竹ノ下、字亀ケ尻、字河井中分、字河井下分、字上屋敷、字上狭間、字中狭間、字下狭間、字曾祢田、字堤下、字茅林、字石橋、字町尻、字上土居上分、字上土居下分、字脊戸田上分、字脊戸田下分、字カセ才上分、字カセ才下分、字下屋敷、字神馬、字河田、字深田、字岸本、字澤田山、字牛ケ途、字大途口分、字牛ケ途口、字河井上分、字寺土居下分、字寺土居中分、字下田井上分、字釜山中分、字下田井下分、字東向田、字井古田、字中島、字寺土居上分及び字西向田、大字久能寺字御建山、字谷田、字狐塚、字山崎、字糠塚、字御藏屋敷及び字鐘突堂並びに大字池田字前屋敷、字裏屋敷、字東深田、字古薬師、字中深田、字西ケ市、字深曲り、字西深田、字糠塚、字畑ケ田東分、字畑ケ田西分、字向河原北分、字梨本谷、字梨子本谷西平、字山ノ上字真無し谷東平及び字真無し谷地内

鳥取県告示第二百六十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成三年四月一日から施行する。

平成三年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 倚 治

第一号の表を次のように改める。

一 鳥取県指定金融機関

株式会社山陰合同銀行	
店 舗 の 名 称	位 置
鳥取支店	鳥取市栄町
ふそう営業部	鳥取市栄町
鳥取県庁支店	鳥取市東町一丁目
鳥取駅前支店	鳥取市永楽温泉町
御弓町支店	鳥取市御弓町
城北支店	鳥取市青葉町一丁目
田園町支店	鳥取市田園町四丁目

鳥取西支店	鳥取南支店	鳥取北支店	鳥取東支店	県立中央病院出張所	賀露支店	千代水支店	鳥取駅南支店	扇町支店	行徳支店	湖山支店	湖山北支店	桜谷支店	岩美支店	浦富支店	新通り支店
鳥取市元魚町一丁目	鳥取市若桜町	鳥取市材木町	鳥取市立川町五丁目	鳥取市江津	鳥取市賀露町	鳥取市秋里	鳥取市扇町	鳥取市扇町	鳥取市行徳	鳥取市湖山町北一丁目	鳥取市湖山町北三丁目	鳥取市正蓮寺	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡国府町新通り
郡家支店	郡家駅前支店	河原支店	用ヶ瀬支店	智頭支店	智頭東支店	若桜支店	浜村支店	鹿野支店	青谷支店	青谷駅前支店	松崎支店	泊支店	倉吉駅前支店	パープルタウン支店	倉吉支店
八頭郡郡家町大字郡家	八頭郡郡家町大字郡家	八頭郡河原町大字河原	八頭郡用瀬町大字用瀬	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡若桜町大字若桜	気高郡気高町大字勝見	気高郡鹿野町大字鹿野	気高郡青谷町大字青谷	気高郡青谷町大字青谷	東伯郡東郷町大字松崎	東伯郡泊村大字泊	倉吉市上井町二丁目	倉吉市山根	倉吉市塚町二丁目

日野橋支店	米子北支店	福原支店	皆生通支店	米子支店	赤碓支店	八橋出張所	浦安駅前支店	東伯支店	大栄支店	三朝東支店	三朝支店	羽合支店	倉吉市役所出張所	倉吉西支店	倉吉中央支店
米子市熊党	米子市上福原	米子市西福原	米子市西福原	米子市東倉吉町	東伯郡赤碓町大字赤碓	東伯郡東伯町大字八橋	東伯郡東伯町大字徳万	東伯郡東伯町大字徳万	東伯郡大栄町大字由良宿	東伯郡三朝町大字三朝	東伯郡三朝町大字三朝	東伯郡羽合町大字田後	倉吉市葵町	倉吉市大正町二丁目	倉吉市明治町
淀江支店	御来屋支店	名和支店	日野橋東支店	富士見町支店	上後藤支店	福生支店	米子中央出張所	河崎支店	米子シティ支店	米子市役所出張所	大篠津支店	米子西支店	米子東支店	米子商店街支店	米子駅前支店
西伯郡淀江町大字淀江	西伯郡名和町大字御来屋	西伯郡名和町大字御来屋	米子市蚊屋	米子市富士見町二丁目	米子市上後藤二丁目	米子市皆生	米子市角盤町二丁目	米子市河崎	米子市加茂町二丁目	米子市加茂町一丁目	米子市大篠津町	米子市錦町三丁目	米子市桃町一丁目	米子市法勝寺町	米子市明治町

銀座支店	東京支店	生山支店	江府本町支店	江府支店	根雨支店	溝口支店	境中央支店	境大橋支店	境南支店	境西支店	境本町支店	境港支店	西伯支店	岸本支店	大山支店
東京都中央区新富二丁目	東京都中央区日本橋兜町	日野郡日南町生山	日野郡江府町大字江尾	日野郡江府町大字江尾	日野郡日野町根雨	日野郡溝口町溝口	境港市上道町	境港市上道町	境港市竹内町	境港市外江町	境港市本町	境港市湊町	西伯郡西伯町大字法勝寺	西伯郡岸本町吉長	西伯郡大山町所子
岡山支店	福山支店	五日市支店	祇園新道支店	横川支店	広島中央支店	広島支店	八鹿支店	尾上支店	加古川支店	豊岡支店	明石大久保支店	姫路支店	神戸支店	大阪駅前支店	大阪支店
岡山市表町一丁目	福山市昭和町	広島市佐伯区五日市駅前三丁目	広島市安佐南区中筋一丁目	広島市西区横川町二丁目	広島市中区小町	広島市中区立町	養父郡八鹿町八鹿	加古川市尾上町旭一丁目	加古川市平岡町新在家	豊岡市中央町	明石市大久保町大窪	姫路市豊沢町	神戸市兵庫区駅前通一丁目	大阪市北区曾根崎新地一丁目	大阪市中央区平野町二丁目

第二号の表株式会社ふそう銀行の項を削る。

岡山中央支店	岡山市田町一丁目
岡山駅西口支店	岡山市駅元町
岡山南支店	岡山市築港新町一丁目
倉敷支店	倉敷市阿知二丁目
倉敷大高支店	倉敷市東富井
児島支店	倉敷市児島味野一丁目
児島東支店	倉敷市児島下の町十丁目
津山支店	津山市大手町
津山北支店	津山市北園町
新見支店	新見市高尾
久世支店	真庭郡久世町大字久世
林野支店	英田郡美作町入田
安来支店	安来市安来町
本店	松江市白潟本町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

平成三年四月七日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百三十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成三年三月二十九日と定めたので、同法第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

平成三年三月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男